

別紙（諮問第1号及び同第2号関係）

答 申 書

平成21年4月14日付宇城市総第59号・個人情報保護審査諮問にかかる事案（諮問第1号で受理）及び平成21年6月11日付宇城市総第303号・個人情報保護審査諮問にかかる事案（諮問第2号で受理）については、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

異議申立人のした下記死亡者（以下「〇〇」）の要介護認定に係る①平成〇年〇月〇日新規申請（同年〇月〇日認定）分、②平成〇年〇月〇日更新申請（同年〇月〇日認定）分、③平成〇年〇月〇日更新申請（同年〇月〇日認定）分につき、それぞれの認定申請書及び認定調査票（概況調査・基礎調査及び特記事項）並びに主治医意見書（あわせて以下「本件個人情報」）の開示請求（以下「本件開示請求」）に対し、本件個人情報の全部を開示しないこととした決定に取り消すべき違法はない。

記

氏 名	〇〇
最後の住所	〇〇
生 年 月 日	〇〇
死亡年月日	〇〇

第2 理由

1 異議申立の趣旨

(1) （諮問第1号）

宇城市長が宇城市個人情報保護条例（以下「保護条例」）に基づき、平成21年2月26日付宇城市総第787号で異議申立人に対してした保有個人情報不開示決定処分（以下「本件不開示決

定」)の取消を求める。

(2) (諮問第2号)

宇城市長が保護条例に基づき、本件不開示決定につき、平成21年5月22日付宇城市総第234号でした本件不開示決定の処分理由差替えによる保有個人情報不存在決定処分(以下「本件不存在決定」)の取消し、並びに、本件不開示決定を取消し開示を求める。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) (諮問第1号)

ア 保護条例第15条第1項に関して

異議申立人は故〇〇の子の一人である。

死者に関する情報が死者の遺族の個人情報となる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求を行うことができる。

本件個人情報は、社会通念上異議申立人の個人情報と見なしうるほど密接な関係がある母親の個人情報であるから、本件個人情報は、異議申立人の個人情報と解することができ、本件開示請求は認められるべきである。

イ 同第17条2号に関して

故〇〇の個人に関する情報は、異議申立人の個人に関する情報とも見なせるため、開示請求者以外の個人に関する情報とはいえ、不開示情報にあたらぬ。

(2) (諮問第2号)

実施機関の従前の回答から、間接的に

- ・主治医意見は、平成〇年〇月〇日以降現在に至るまで
 - ・認定調査票は、同年〇月〇日以降現在に至るまで
 - ・認定申請書は、平成〇年〇月〇日以降現在に至るまで
- 間違いなく存在していることが証明されている。

3 実施機関の主張の要旨

(1) (諮問第1号)

ア 保護条例第15条1項に関して

本件個人情報、異議申立人を本人とする個人情報にあたら
ない。

イ 同第17条2号に関して

(仮に異議申立人を本人とする個人情報にあたるとしても) 本
件個人情報は、異議申立人以外の個人(故〇〇のほか、異議申
立人の主張を前提とすると異議申立人以外の故〇〇の遺族)に
関する情報として、不開示情報である。

(2) (諮問第2号)

本件個人情報は、いずれも保存期間が満了しており、廃棄済
であるため存在しない。

従前の実施機関の対応は、異議申立人が当初(平成〇年〇月
〇日受付)、認定開始から平成〇年死亡に至るまで過去8年分
の資料を請求していたため、本件開示請求もその延長にあるも
のとして過去8年分の資料中、現存する資料の存在及びその記
載内容を前提に行ってきたものであった。

4 審査会の判断

(1) はじめに

ア 当審査会は、諮問第1号及び諮問第2号について審議するに
あたり、本件不開示決定と本件不存在決定の関係について検討
した。

本件不存在決定につき、当該決定と同日付で実施機関が異議
申立人に対して行った個人情報保護審査会諮問通知書・備考欄
において「今回の不開示理由が齟齬しますので、行政処分を維
持し、別紙のとおり不開示理由の齟齬を是正し差替えを行」う
旨の説明がなされており、異議申立人も、本件不存在決定につ
きこれを本件不開示決定の理由差替処分と解しているため
である。

イ それぞれ個別独立の処分であると解すれば、各別の異議申立
を受け、両処分の適法性について別個に判断することとなる。

一方、本件不開示決定とその理由差替えに過ぎないと解すれば、1個の処分として、理由差替えの可否を検討したうえで、本件不開示決定自体の適法性を判断すれば足ることとなる。

ウ この点につき、当審査会は、実施機関及び異議申立人の認識、不開示決定の性質、理由の存在時期をも基礎として検討した結果、1個の処分として本件不開示決定とその理由の差替えに過ぎないと解することとした。

あわせて、理由差替えの可否についても、処分の理由付記の趣旨が行政庁の慎重考慮の確保と相手方の不服申立の便宜のためのものであり、主張制限の効果を持つものではないとして、これを認めることとした。なお参考までに、最判昭和53年9月19日判決は「一般に、取消訴訟においては、別異に解すべき特別の理由のない限り、行政庁は当該処分の効力を維持するための一切の法律上及び事実上の根拠を主張することが許されるものと解すべきである」としていることを付記する。

(2) 不開示決定の適法性

ア 不開示決定の適法性を検討することは、すなわち、不開示理由の存否を検討することである。そこで、実施機関主張の不開示理由の存否を順次検討することとする。

この点、主張されている理由は、本件個人情報

- ① 異議申立人を本人とする個人情報にあたらないこと
- ② 異議申立人以外の個人（故〇〇のほか、異議申立人の主張を前提とすると異議申立人以外の故〇〇の遺族）に関する情報として、不開示情報であること
- ③ いずれも保存期間を満了しており、廃棄済で存在しないこと

であるが、①及び②は当該個人情報の存在を前提して初めて判断しうるものであるから、③につきまず検討した。

イ 本件個人情報の存在如何

(ア) 本件個人情報が存在しないとの実施機関の主張については、「ないことの証明」が持つ困難性から、実施機関の説明それ自体の具体性・合理性、説明を直接間接に裏付ける資料の存在などから判断せざるを得ない。

(イ) 実施機関の説明

実施機関によれば、本件個人情報のうち文書については、宇城市文書管理規程に基づき、保存期限の5年を経過した後、以下のとおり順次廃棄決済を受け、担当課において宇城クリーンセンターへ直接持参のうえ、決済後速やかに（2週間から1ヶ月以内）焼却処分しているとのことであり、また電磁的記録については、削除あるいは平成12年以降数次にわたって行われてきたシステム移行において引き継がれていないとのことであった。

- ・平成〇年〇月〇日新規申請分について

平成18年11月1日決済

- ・同年〇月〇日更新申請分について

平成19年6月4日決済

- ・平成〇年〇月〇日更新申請分について

平成20年5月23日決済

かかる説明はそれ自体具体的で合理性のあるものである。

(ウ) 客観資料の存在

また、保存年限、廃棄決済について、それぞれ宇城市文書管理規程、各年度の文書管理作業に伴う文書廃棄の指示について（伺い）及び同別紙リスト控えの客観資料が存在する。

加えて、当審査会は、本件個人情報と同種の情報について、現存するものをインカメラ手続において確認しており、殊更に、本件個人情報のみにつき存在を秘匿し、あるいは、故意に廃棄したものとは伺われない。

(エ) 以上によれば、本件個人情報は、本件不開示決定当時既に存在していなかったと認められる。

この点、確かに、実施機関は、異議申立人指摘のとおり、従前は本件個人情報の不存在を理由とせず、開示請求に応じてこなかった。

しかし、かかる対応は、異議申立人が当初、認定開始から平成〇年死亡に至るまで過去８年分の資料を請求していたため、本件開示請求もその延長にあるものと誤解して、過去８年分の資料中、現存する資料の存在及びその記載内容を前提に行ってきたことによるとの実施機関の説明は自然なものであって、異議申立人作成にかかる平成〇年〇月〇日付介護保険に関する資料請求の問合せ等の客観的資料の記載内容とも整合するものであり、前記認定を左右するものではない。

ウ よって、前記①及び②の点について検討するまでもなく（また、直接には検討できない）、本件不開示決定当時、本件個人情報が存在しなかったことから、保護条例第２１条２項に基づき、全部を開示しない旨の決定をしたことに取消すべき違法はない。

(3) 最後に

前述のごとく、当審査会は、本件不開示決定について取り消すべき違法があるや否やの判断においては、法律実務を踏まえて理由の差替えを認めることを前提として答申するものである。

しかし、傍論ではあるが、今後、実施機関においては、個人情報開示請求への対応において、理由の差替えを要する事態を招かぬよう、より一層の慎重考慮・判断を徹底されるよう求めたい。

一般に、行政庁より組織力情報力交渉力等で劣位にある住民等においては、行政庁からなされる説明・対応については、一定の信頼をもって受入れこれを前提に行動するのであるから、当初示された理由が後に撤回されあるいは他の理由が追加されることがあれば、住民等の信頼を裏切り重大な不信・疑念を引起すこととなることに留意されたい。

5 審査会の処理経過

諮問第1号及び同第2号にかかる審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	審議経過	備考
平成21年4月14日	諮問第1号受理	
平成21年4月22日	第1回審議	平成21年3月21日付 異議申立書等顕出 実施機関から説明聴取 審議
平成21年6月11日	諮問第2号受理	
平成21年6月19日	第2回審議	平成21年6月1日付異 議申立書等顕出 実施機関から説明聴取 審議
平成21年7月28日	第3回審議	異議申立人が意見書を提 出すべき期間の定め(平成 21年8月28日限りと する) 審議
平成21年9月30日	第4回審議	平成21年8月26日付 異議申立人の意見書等顕 出 審議 答申内容決定